

未成年者契約の 取消しを通知した後に 商品が滅失した場合は？



相談者の気持ち

未成年の息子が、私(親)に内緒で原動機付き自転車を購入していました。支払い請求がきて契約を知り、販売店に未成年者契約の取消しの連絡をした後、息子が事故を起こし廃車になりました。商品がないと契約の取消しはできませんか。

小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省(現経済産業省)などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律问题など広く取り組む



未成年者が法律行為(契約)をするには、その法定代理人(親がいる場合は原則として親)の同意を得なければならないとされています(民法5条1項、以下、条文番号はすべて民法)。そして、法定代理人(本件では親)の同意のない契約は、取り消すことができる(同条2項)とされています。

本件の場合、相談者は販売店に未成年者契約の取消しの連絡をしていますので、既に問題の契約は取り消されています。

本件では取り消した時には商品はまだ存在していましたが、商品が存在していたかどうかは取消しの効力には影響しません。

しかし、契約を取り消した場合、契約の当事者は、互いに原状回復の義務を負います(121条の2第1項)ので、息子は商品を販売店に返還し、販売店は受け取った代金があれば、代金を返還する義務を負います。

もっとも、取消し後に商品である原動機付き自転車は廃車になり、息子は商品を返還することができず、債務不履行状態になっています。そのため、販売店が代金を受け取っていたとしても、代金の返還を拒否することができます(533条)。

本件では、そもそも代金は請求があっただけでまだ支払われていませんので、息子の商品返還義務だけが残るわけです。親が契約を取り消

したので、代金の支払義務は消滅しています。

一方、息子が商品返還義務を履行できなくなったのは、息子が事故を起こしたためであり、息子には少なくとも過失がありますので、販売店は息子に対し、不法行為による損害賠償(709条)を請求することができます。個別の事情によっては、過失相殺の余地もあり得ますが、本件の場合、損害賠償額は商品の価値に相当する額、すなわち原動機付き自転車の代金の額ということになります。しかし、息子にはそのような高額の商品の代金額を支払う財産はないのが通常です。

そこで、親の責任が問題になります。

親は子がした契約の取消しをしていますが、そもそも親は、子が未成年の間は、親権者として「子の監護(中略)義務を負う」(820条)とされ、子が第三者に対して不法行為により損害を与えることがないように監督する義務を負います。

つまり、本件のように子が返還義務を履行することができなくなるとする義務を負い、本件ではその義務を履行できなくなったので、親権者としての監督義務を怠ったという意味で、親も販売店に対して不法行為責任を負います。

すなわち、販売店は親に対して代金額に相当する額の支払いを求めることができ、親が支払いを拒んだ場合には、遅延損害金も請求することができます。